

レクザムホール
(香川県県民ホール)
利用のご案内

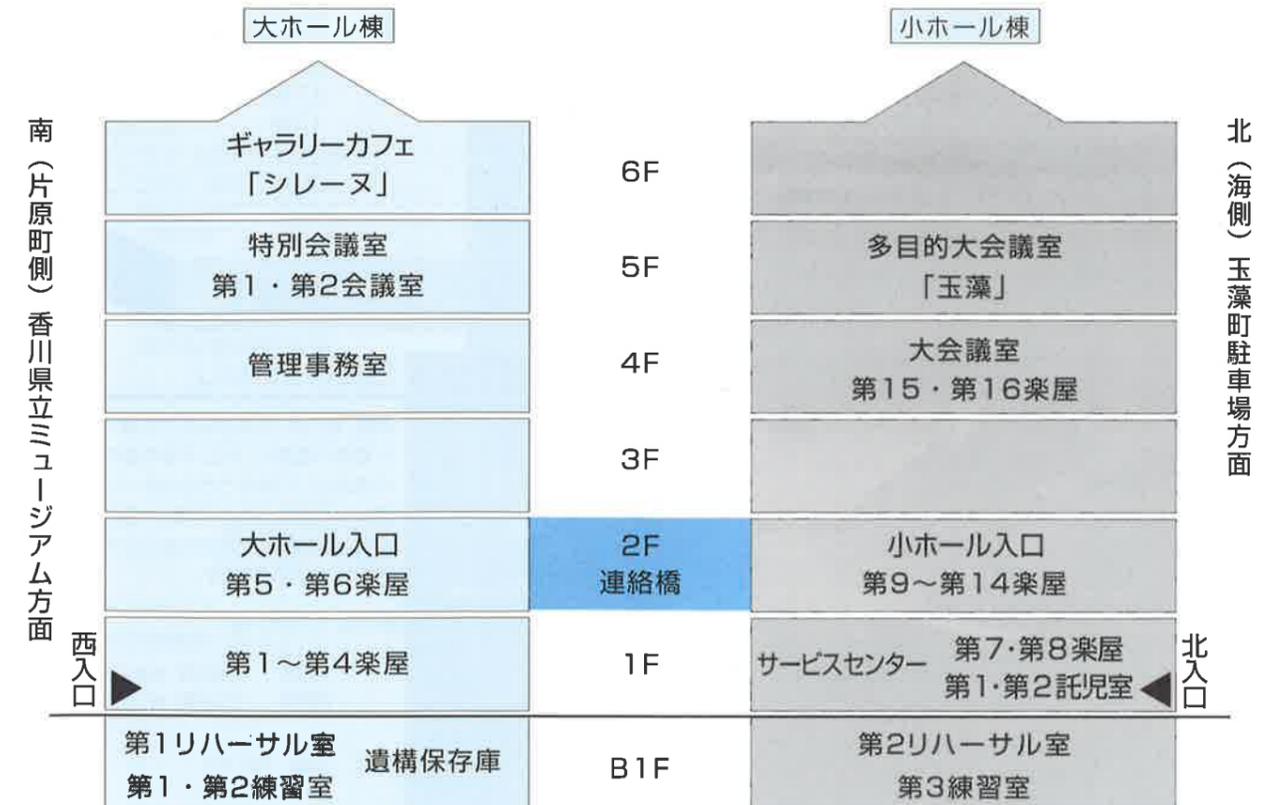


目次

- 1. 施設の概要 1
- 2. 利用手続きの流れ 5
- 3. 利用申請と利用条件 6
 - (1) 利用できる時間 6
 - (2) 利用できる日 6
 - (3) 申請受付時間 6
 - (4) 申請の方法 6
 - (5) 申請受付期間 6
 - (6) 受付の順位 6
 - (7) 利用の許可と利用料の納入 6
 - (8) 利用できない場合 7
 - (9) 利用許可の取り消しなど 7
 - (10) 損害賠償の責任 7
 - (11) 利用の条件 7
 - (12) 利用の変更 7
 - (13) 利用の取りやめ 7
- 4. 利用の前に 8
 - (1) 打合せ 8
 - (2) 広告 8
 - (3) 施設利用に必要な人員 8
 - (4) 大道具等の持込み 8
 - (5) 館内での飲食、喫煙 8
 - (6) 利用者側で準備するもの 8
 - (7) 託児室の利用 8
 - (8) 官公署等への届出 8
- 5. 利用に当たって 9
 - (1) 利用許可書の携帯 9
 - (2) 利用時間 9
 - (3) 設備、器具等の利用 9
 - (4) 火気の利用 9
 - (5) 入場者の整理 9
 - (6) 定員の厳守 9
 - (7) 楽屋の管理 9
 - (8) 雨天の時 9
 - (9) 湯茶の利用 9
 - (10) 後片付け 9
 - (11) 駐車 9
 - (12) その他 9
- 6. 各階平面図 10
- 7. ホール座席表 14
- 8. 会議室平面図 16

施設の概要

名 称	レクザムホール（香川県県民ホール）	
所 在 地	高松市玉藻町9番10号	
開 館	大ホール棟	小ホール棟
	昭和63年9月20日	平成9年10月18日
敷 地	11,240㎡	
建 築 面 積	5,274㎡	3,635㎡
延 床 面 積	15,444㎡	12,376㎡
規 模	地下1階、地上6階、塔屋2階	地下1階、地上6階、塔屋1階
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	



1. 大ホール

【大ホール棟】

GRAND HALL

音楽、舞踊、演劇、講演会……
あらゆる舞台芸術やイベントに対応できる大ホール。
舞台から繰り出された
光と響きが調和し
理想の劇場空間に大きく広がります。

客席 2,001席
(オーケストラピット利用時は1,825席)
1階席 1,359席 (車椅子席7席含む)
2階席 392席 (親子席10席)
3階席 250席

※ただし、1階席30列目を車椅子席に変更する場合は、

客席 1,981席
(オーケストラピット利用時は1,805席)
1階席 1,339席 (車椅子席27席含む)
2階席 392席 (親子席10席)
3階席 250席

舞台 全幅 49.0m
奥行 20.0m
プロセニウム間口 20m~14m
プロセニウム高さ 10m~7m
すのこ高さ 25.0m



楽屋

第1楽屋 / 1階	洋室	29㎡ (6人)
第2楽屋 / 1階	洋室	29㎡ (6人)
第3楽屋 / 1階	洋室	17㎡ (個室)
第4楽屋 / 1階	洋室	41㎡ (12人)
第5楽屋 / 2階	和室	65㎡ (24人)
第6楽屋 / 2階	洋室	65㎡ (24人)
第13楽屋 / 小ホール棟2階	洋室	52㎡ (18人) [小ホール共用]
第14楽屋 / 小ホール棟2階	洋室	47㎡ (18人) [小ホール共用]
楽屋事務室 / 1階		13㎡

2. 小ホール

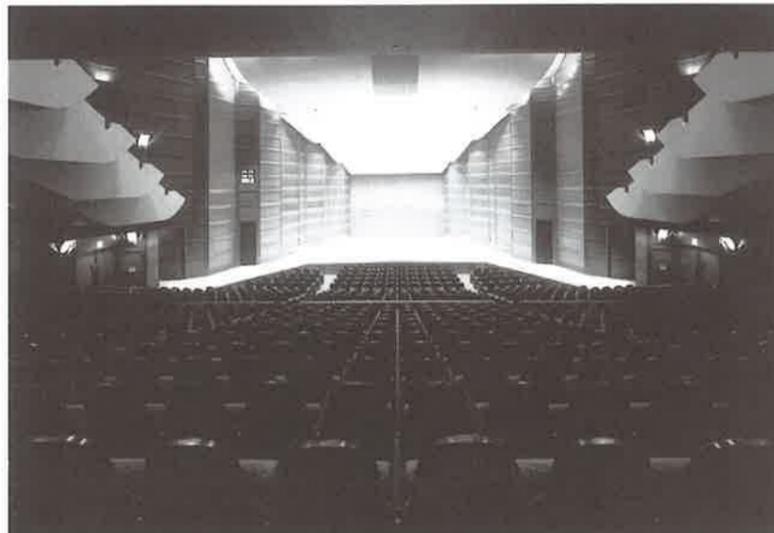
【小ホール棟】

SECOND HALL

演劇、室内楽、古典芸能などの優れた舞台芸術の鑑賞に、また、多彩な創作活動の拠点として利用できる小ホール。
暖かな雰囲気の中で舞台と観客とが一体となり感動を分かちあうふれあいの空間となっています。

客席 807席
(オーケストラピット利用時は711席)
1階席 585席 (車椅子席3席含む)
2階席 222席 (親子室6席)

舞台 全幅 35.3m
奥行 15.2m
プロセニウム間口 14.5m
プロセニウム高さ 9.0m
すのこ高さ 21.0m



楽屋

第7楽屋 / 1階	洋室	25㎡ (6人)
第8楽屋 / 1階	洋室	18㎡ (個室)
第9楽屋 / 2階	和室	82㎡ (30人)
第10楽屋 / 2階	洋室	32㎡ (12人)
第11楽屋 / 2階	洋室	34㎡ (12人)
第12楽屋 / 2階	洋室	39㎡ (12人)
第13楽屋 / 2階	洋室	52㎡ (18人) [大ホール共用]
第14楽屋 / 2階	洋室	47㎡ (18人) [大ホール共用]
楽屋事務室 / 1階		9㎡

3. 多目的大会議室(玉藻)

【小ホール棟5階】

CONFERENCE HALL TAMAMO

講演会、シンポジウムで真摯な研鑽を、小規模公演で新たな感動を、レセプションで暖かいふれあいを。多目的大会議室「玉藻」は、様々な形で利用できるエレガントな空間です。

室内有効面積 489㎡
(分割利用可能)
天井高 5.7m
収容人数

スクール形式 273人
シアター形式 500人
ディナー形式 200人
立食形式 400人

特別控室 8人
バントリー

洗浄機、冷蔵庫、ウォーマー、製氷機、電磁調理台等



楽屋

第15楽屋 / 4階	洋室	21㎡ (6人)
第16楽屋 / 4階	洋室	21㎡ (6人)

4. 会議室

- 第1会議室（大ホール棟5階 洋室 60㎡）収容人数 スクール形式 24人
- 第2会議室（大ホール棟5階 洋室 86㎡）収容人数 スクール形式 40人
- 大会議室（小ホール棟4階 洋室 215㎡）収容人数 スクール形式 108人
控室（5人） シアター形式 220人
- 特別会議室（大ホール棟5階 洋室 76㎡）収容人数 20人

5. リハーサル室

- 第1リハーサル室（大ホール棟地下1階 187㎡）フルコンサートグランドピアノ有
- 第2リハーサル室（小ホール棟地下1階 110㎡）セミコンサートグランドピアノ有

6. 練習室

- 第1練習室（大ホール棟地下1階 55㎡）アップライトピアノ有
- 第2練習室（大ホール棟地下1階 29㎡）
- 第3練習室（小ホール棟地下1階 63㎡）アップライトピアノ有

7. 託児室

〔大ホール・小ホール共用〕

- 第1託児室（小ホール棟1階 19㎡）
- 第2託児室（小ホール棟1階 25㎡）

8. レストラン・喫茶

- 喫茶コーナー（大ホール2階ロビー）
- ギャラリーカフェ「シレーヌ」（大ホール棟6階 76席）
TEL (087) 823-2636

利用手続きの流れ



* 打合せ、下見等で来館されるときは、あらかじめ電話連絡してください。

利用申請と利用条件

(1) 利用できる時間

- 午前9時から午後10時まで。
なお、利用時間には、準備や後片付けの時間も含まれます。

(2) 利用できる日

- 年中無休
なお、設備保守点検や災害等の場合、臨時に休館することがあります。

(3) 申請等受付時間

- 午前9時から午後6時まで。(臨時休館日は受付できません。)

(4) 申請の方法

- 所定の利用許可申請書に記入し、ご来館いただくか、郵送またはFAX、電子メールでお申し込みください。
- 利用許可申請書には利用目的、利用日時、利用する施設等の必要事項を具体的に記入してください。
- 利用許可書・請求書は申請者名で発行します。許可後の申請者名の変更は出来ませんのでご注意ください。

(5) 申請受付期間

- 大ホール、小ホールは利用日の1年前の月の初日(受付開始日)から14日前まで。
- 多目的大会議室は、利用日の1年前の月の初日から7日前まで。
- リハーサル室、練習室、会議室は、利用日の6ヶ月前の月の初日から前日まで。
- 楽屋、リハーサル室、練習室又は会議室を大ホール、小ホール、多目的大会議室と併せて利用する場合は、それぞれの申請時に合わせて申請してください。
- 受付開始日が臨時休館日の場合はその翌日から、受付期間の最終日が臨時休館日の場合はその前日までとなります。

(例) 大ホールを平成24年7月20日に利用したいときの申請は、平成23年7月1日(受付開始日)から平成24年7月6日まで受付します。

- * 大ホール、小ホール、多目的大会議室を次に掲げる行事で利用する場合は利用日の2年前の月の初日から受付します。

- ①全国規模の学会又は公共的団体が主催する全国規模以上の会議、大会等の会場として利用する場合。
- ②国又は地方公共団体が主催する四国ブロック以上の規模の会議、大会等の会場として利用する場合。

(6) 受付の順位

- 受付開始日に利用日時、施設の重複した申込みが2人以上あるときは、午前9時までの来館者で話し合い又は抽選を行います。
- 同一の催物についての申し込みは一口のみとなります。

(7) 利用の許可と利用料の納入

- 利用許可後、利用許可書と施設利用料の請求書を送付しますので、納付期限までに利用料を納めてください。施設利用料は前納です。指定日までに利用料の納入が確認できない場合は、利用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- 利用料の額は利用料金表(別表)のとおりです。
- 附属設備、器具等の利用料は、利用当日に現金又はクレジットカードでホール窓口へ納めてください。
- 大ホール、小ホールの施設利用料の納付について、利用日が利用申請の日から3ヶ月以上ある場合は、2回払いも選択できます。この場合、利用許可日から1ヶ月以内に半額を、利用日の1ヶ月前までに残額を納入していただきます。

(8) 利用できない場合

- 次のような場合は、当ホールを利用できません。
 - ①当ホールの秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき。
 - ②当ホールの施設または設備を損傷するおそれがあるとき。
 - ③物品の展示、販売を目的とする展示会等を開催する場合(ただし、全国大会等に関連するものは除く。)
 - ④大音響や振動、臭気等を発する催物等で他の施設の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ⑤その他、当ホールの管理上、支障があるとき。

(9) 利用許可の取り消しなど

- 利用の許可を受けた後であっても、次のような場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。
 - ①上記(8)利用できない場合の一つに該当するとき。
 - ②偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - ③利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - ④納付期限までに利用料を納付しないとき。
 - ⑤利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等、またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(10) 損害賠償の責任

- 利用者は、その責に帰すべき理由により利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合において、その損害の賠償を請求することはできません。

(11) 利用の条件

- 利用の許可に付す条件は、次のとおりです。
 - ①利用当日、許可書を提示すること。
 - ②関係法令、規則等に従うこと。
 - ③利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ④施設の利用に当たっては、当ホール職員の指示に従うとともに、入場者の安全の確保、機材、器具等による事故の発生防止等について必要な措置を講ずること。
 - ⑤施設の利用に際し、特別の設備操作をし、又は変更を加えないこと。
 - ⑥利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用の停止を命じられたときは、施設を原状に復すること。
 - ⑦定員を超えて入場させないこと。
 - ⑧みだりに火若しくは水を利用し、又は危険な状態を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
 - ⑨指示する場所以外の場所において飲食又は喫煙をし、又は入場者にこれらの行為をさせないこと。
 - ⑩申請書または計画書に記載された以外の物品販売、寄附募集、広告の掲示等を行わないこと。

(12) 利用の変更

- 利用の許可を受けた利用者が許可の内容と異なる利用をしようとするときは、所定の利用許可変更申請書により許可を受けてください。この場合において、利用する日を変更しようとするときは、(5)の施設ごとに定める申請受付期間内に利用変更許可申請書を提出してください。

(13) 利用の取りやめ

- 利用を取りやめるときは、所定の利用中止届を提出してください。
- キャンセル料は以下の通りです。

ホール、多目的大会議室	利用許可書発行日より1ヶ月以降半額	利用日の1ヶ月未満全額
会議室、リハーサル室、練習室	”	利用日の7日未満全額

[大ホール、小ホール又は多目的大会議室(主たる施設)と併用して利用の許可を受けている場合は、主たる施設の期日が適用されることとなります。]
利用許可変更申請書により許可を受けた場合でも、初回申請時の許可書発行日が適用されます。

利用の前に

(1) 打合せ

- 大ホール、小ホール又は多目的大会議室を利用するときは、利用日の10日前までに、舞台・音響・照明設備、会場整理等について、当ホール職員と打合せのため来館してください。
特に、舞台の進行スケジュールをお作りになるときは、当ホールの技術職員と十分な打合せが必要です。
- 打合せに来館する際、仕込み図、プログラム、進行表等を持参してください。
- 打合せ日時については、あらかじめ電話等で連絡してください。

(2) 広告

- ポスター、チラシ、入場券等には、利用の許可を受けた主催者名や所在地等を明記してください。

(3) 施設利用に必要な人員

- 利用許可申請書に記載された利用責任者は、利用の開始から終了の時刻まで会場に駐在してください。
- 搬入、仕込み、入場者整理、案内、放送、もぎり、接待、撤去、搬出等の必要な人員を手配してください。
- 観客の避難誘導、緊急連絡、救急措置等について、当ホール職員と打合せをし、万一の場合にも対応ができるようにしてください。なお、事故等の場合は利用者側で責任を負っていただきます。
- 許可された時間内に後片付け、搬出が必ず終了するよう人員を確保してください。
- 催物によって、舞台、照明、音響の各必要人員を利用者側において用意していただきますので、事前に当ホールの技術職員と打合せをしてください。

(4) 大道具等の持込み

- 大道具、音響設備、照明器具及び資材等を持ち込まれるときは、その種類、数量及び重量等を事前に届け出て、承認を受けてください。また、終わったときは、立会確認のうえ直ちに搬出してください。
- 施設利用許可時間以外の搬入、搬出はできません。

(5) 館内での飲食・喫煙

- 大ホール、小ホールの客席・ロビーでの飲食はできません。
- 館内にレストラン（大ホール棟6階ギャラリーカフェ「シレーヌ」）がありますのでご利用ください。
- 喫煙は所定の場所をお願いします。

(6) 利用者側で準備するもの

- 接待用のお茶、事務用品（紙、マジックインキ等）は、使用者側で用意してください。

(7) 託児室の利用

- 乳幼児の託児がある場合は託児室を利用することができます。事前に所定の様式にてお申し込みください。
なお、託児室の利用は、大ホールまたは小ホールの利用許可を受けた者としてますが、ホール以外の施設の利用許可を受けた方で、利用を希望される方は、事前にご相談ください。
- 託児をする場合は必ず責任者（ベビーシッター）が常駐してください。

(8) 官公署等への届出

- 官公署等への届出が必要な場合は、あらかじめ手続きをしてください。

高松税務署	高松市天神前2-10	☎(087)861-4121
高松北警察署	高松市西内町2-30	☎(087)862-0110
高松市北消防署朝日分署	高松市朝日町2-1-39	☎(087)822-1419
日本音楽著作権協会四国支部	高松市サンポート2-1	
	高松シンボルタワー	☎(087)821-9191

「催物案内」等の掲載について利用者の皆様へお願い

当ホールでは、催物を広く県民の皆様にお知らせするため、毎月「催物案内」を作成し、関係機関、団体及び報道機関等に配布するとともに、ホームページへも掲載いたしております。
つきましては、大ホール、小ホールをご利用になるときは、開催日、催物名、主催者などを掲載させていただきますので、ご了承ください。
なお、「催物案内」への掲載が不要なときは、その旨を利用申請のときにお申し出ください。

利用に当たって

(1) 利用許可書の携帯

- 利用当日は、必ず利用許可書を携帯し、大ホール棟4階管理事務室又は、小ホール棟1階サービスセンターで提示してください。利用施設等の鍵をお貸しします。
- 利用責任者は、ホール職員といつでも連絡がとれるよう所在を明らかにしてください。

(2) 利用時間

- 許可された利用時間には、「開錠、搬入、仕込み（準備）」から「後片付け、搬出、施錠」までの時間を含みますので、時間内に全てが終了するよう厳守してください。

(3) 設備、器具等の利用

- 舞台、照明、音響設備、器具等の利用及び操作は、すべて当ホール職員の指示を受けてください。

(4) 火気の利用

- 演出などで裸火又は危険物品（スモークマシーン等）を利用する場合は、あらかじめ当ホールにご連絡下さい。その後、消防署の許可を得てください。
消防署の許可の写しは、利用日までに提出してください。

(5) 入場者の整理

- 開場前及び終演後も含めて入場者の整理は利用者の責任で行ってください。
- 非常口に係員を配し、万一の場合には、避難誘導に努めてください。

(6) 定員の厳守

- 入場者の定員は、厳守してください。

(7) 楽屋の管理

- 楽屋を利用のときは、利用責任者に鍵をお貸しします。
- 利用責任者は、盗難予防のため、出演関係者の出入りをチェックしてください。なお、部屋を空けるときは、必ず防火点検をし、施錠してください。
- 盗難等について当ホールでは責任を負いません。

(8) 雨天の時

- 傘は、濡れたまま持ち込まないようご注意ください。備え付けの傘立て又はビニール傘袋をご利用ください。

(9) 湯茶の利用

- 会議室、楽屋の湯沸室に湯呑茶わん、きゅうす、ポットが備えてありますのでご利用ください。

(10) 後片付け

- 施設の利用終了後は、施設及び附属設備・器具等を原状に回復し、当ホール職員の点検を受けてください。
- 包装類、チラシ等のごみ類は利用者側でお持ち帰り願います。
お持ち帰りが無理な方は、ゴミ袋を管理事務室又はサービスセンターで有料(処理費込)にて販売いたしておりますので、ご利用ください。
- 利用者又は入場者が施設、設備、器具等を損傷したり、滅失したときは、賠償をしていただきます。

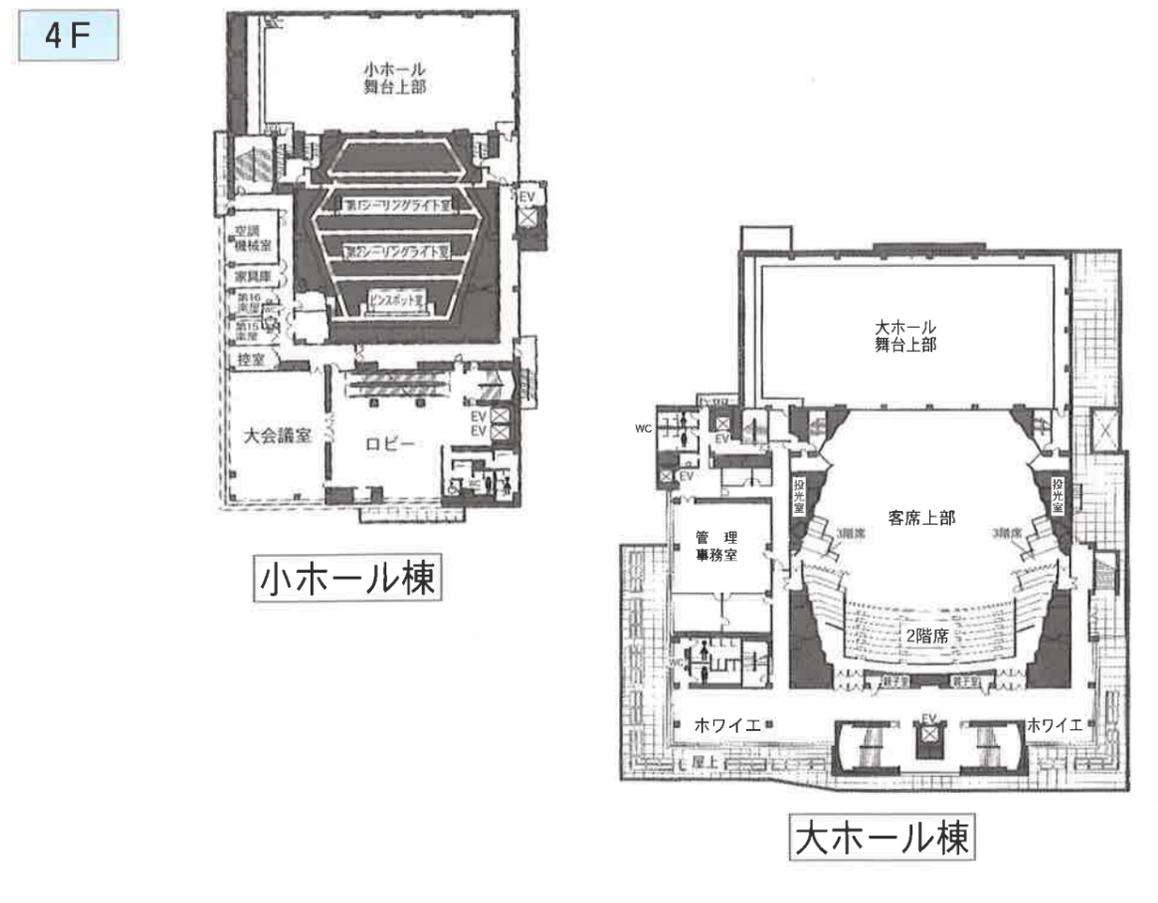
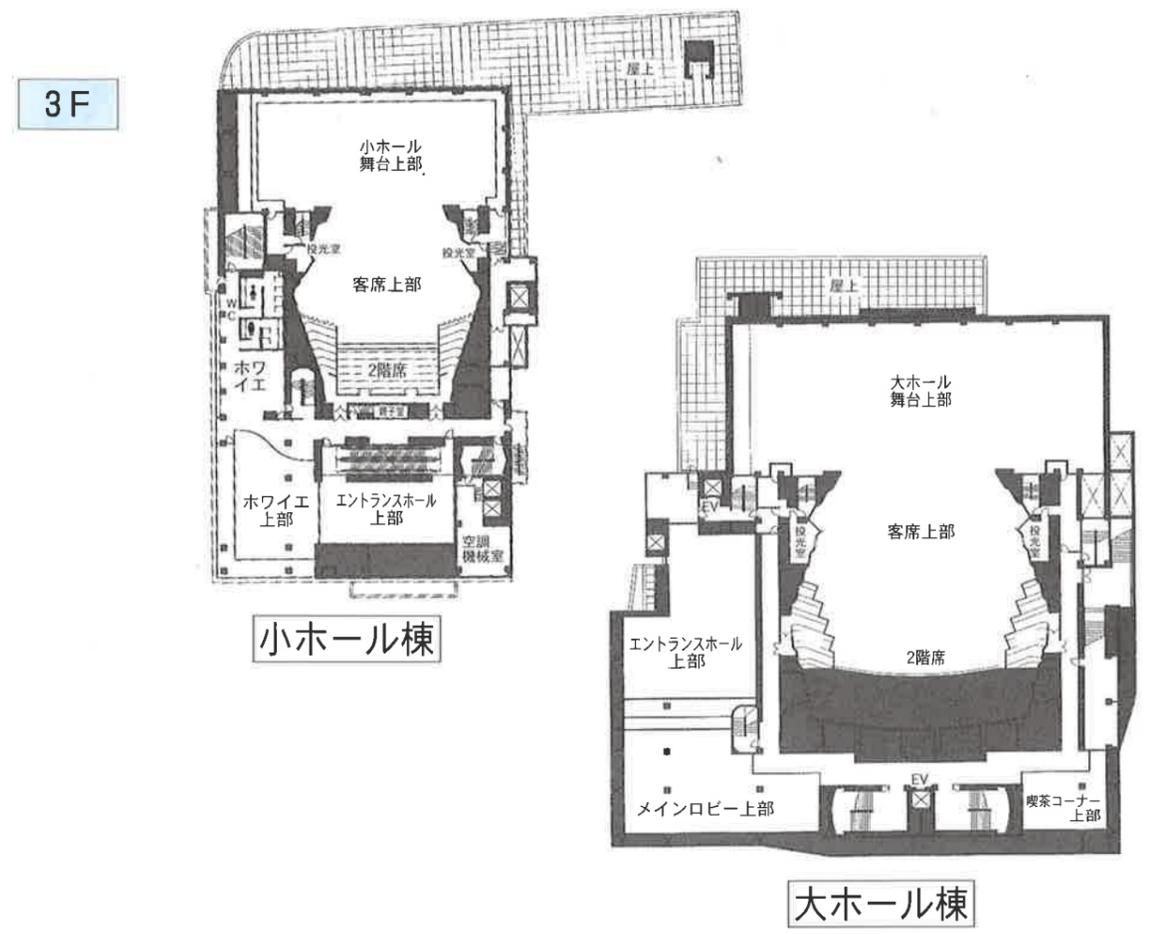
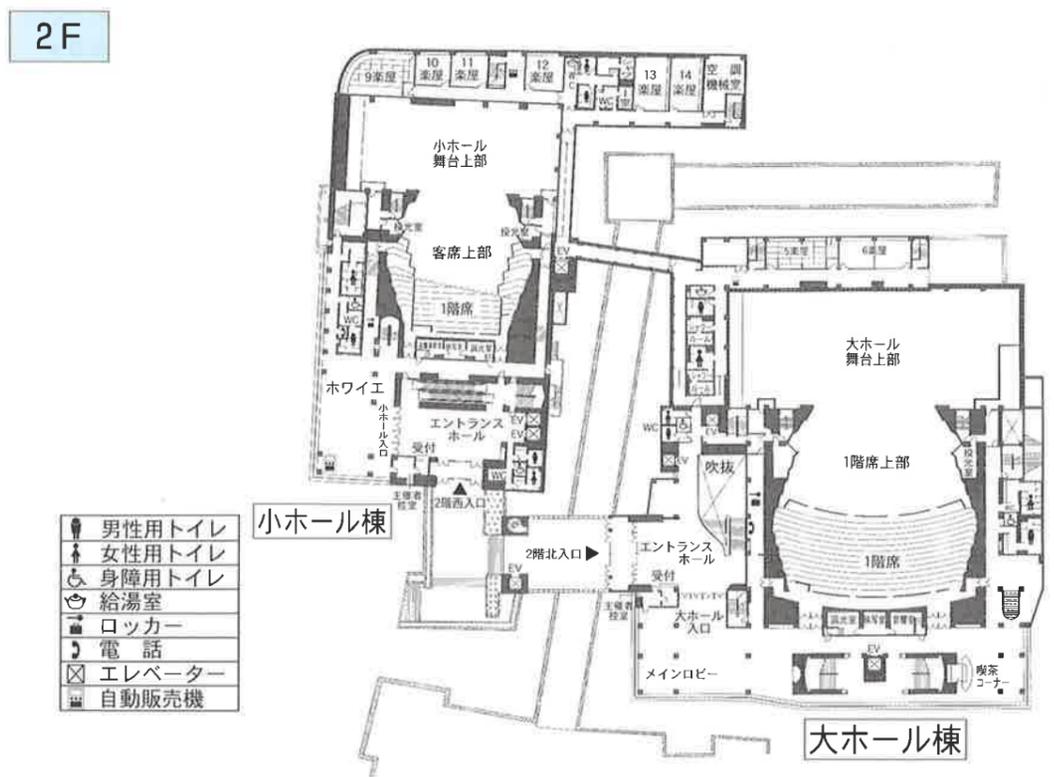
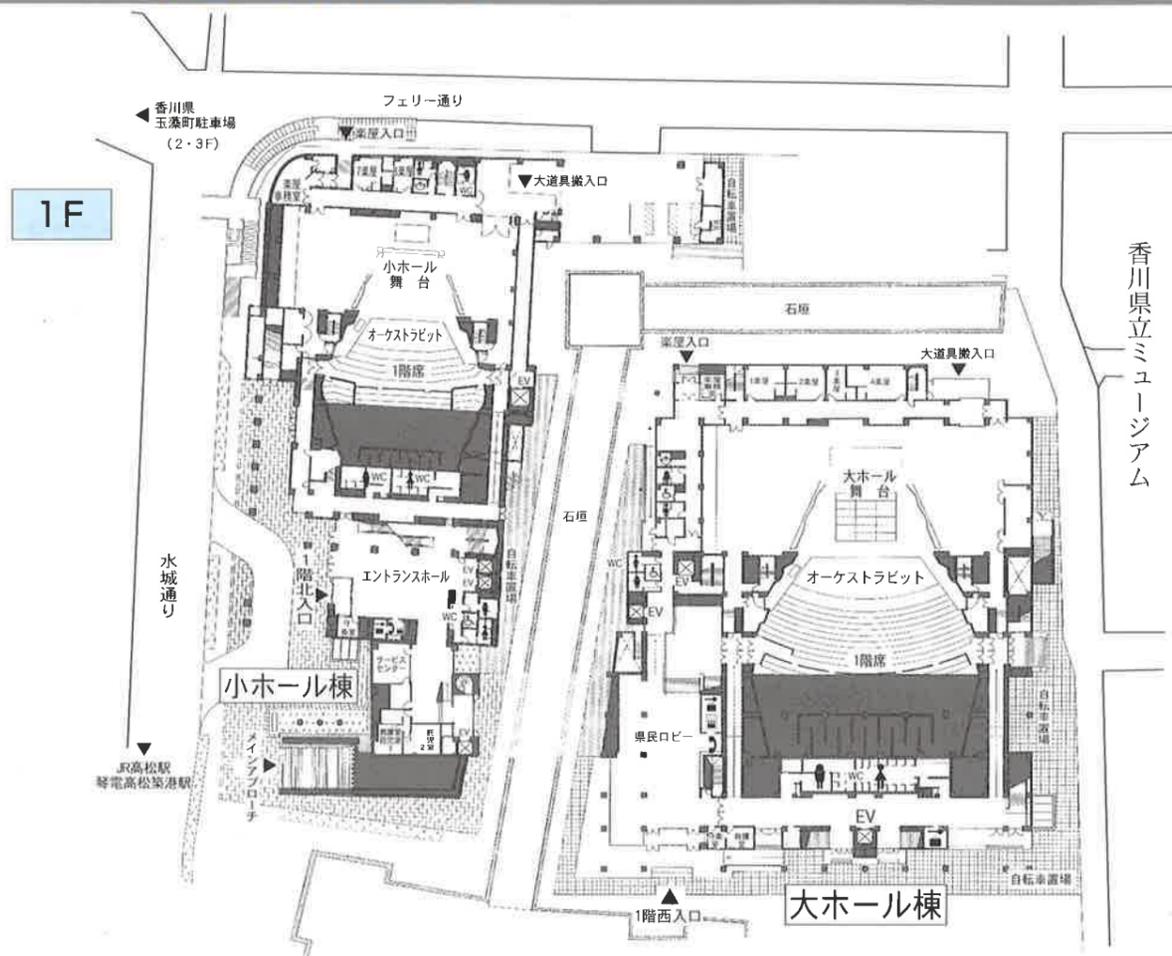
(11) 駐車

- 大ホール、小ホールまたは多目的大会議室をご利用の方で搬入車輛等の駐車がある場合は、搬入口の指定の駐車スペースをご利用できます。
- 搬入口の駐車スペースで駐車しきれない場合は、当ホール職員にお尋ね下さい。

(12) その他

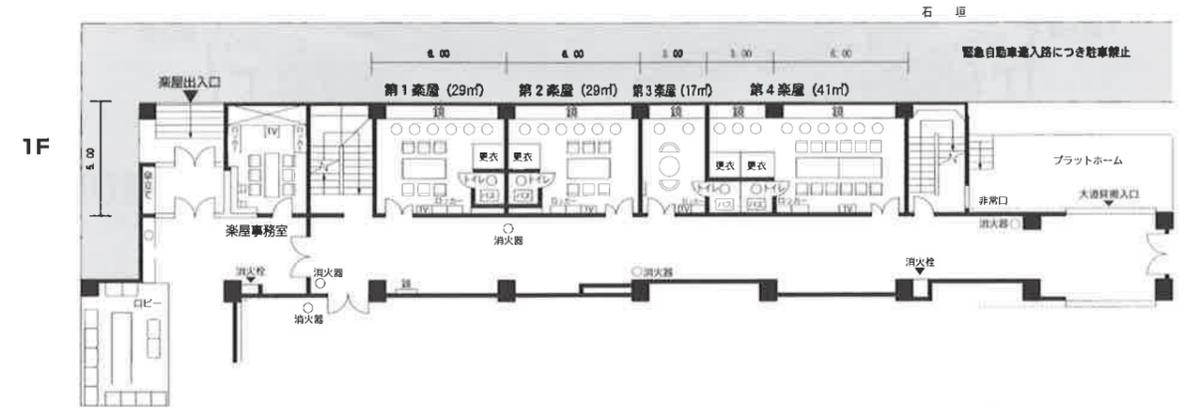
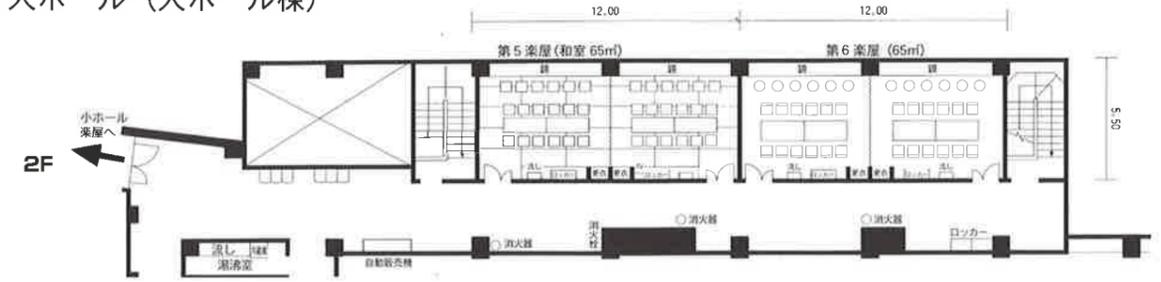
- 非常口、避難通路、方法等を確認し、誘導員に徹底させてください。
- 館内で騒音、怒声、暴力など他人に迷惑をかける行為が起らないよう心がけてください。
- 館内に危険物又は動物（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）を持ち込まないでください。
- 備品は決まったところのほかに持ち出さないでください。
- 利用者は、寄附募集、物品販売、広告類掲示・配布、特別設備、看板設置をするときは、あらかじめ所定の利用許可申請書または計画書に必要事項を記載のうえ許可を受けてください。
- 物品のお預かりはできませんので、利用許可時間外に物品の搬入、搬出をしないでください。

各階平面図

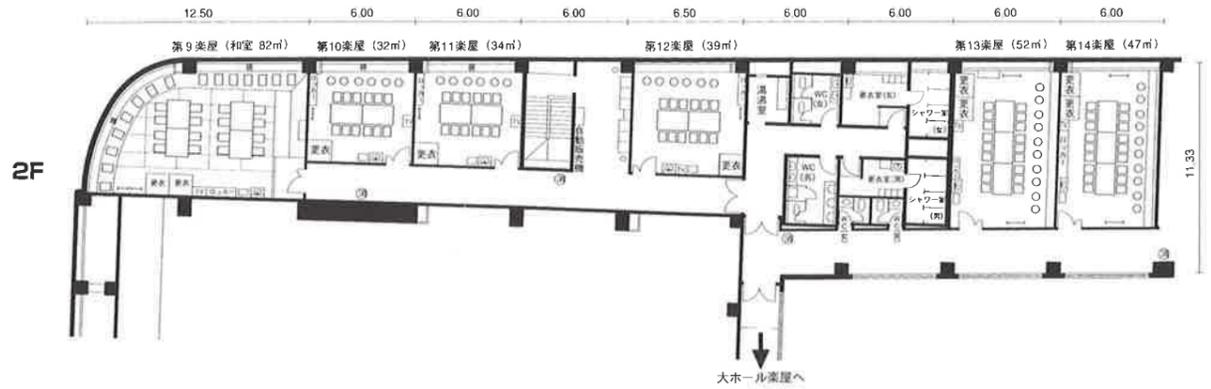


ホール楽屋 平面図

大ホール (大ホール棟)



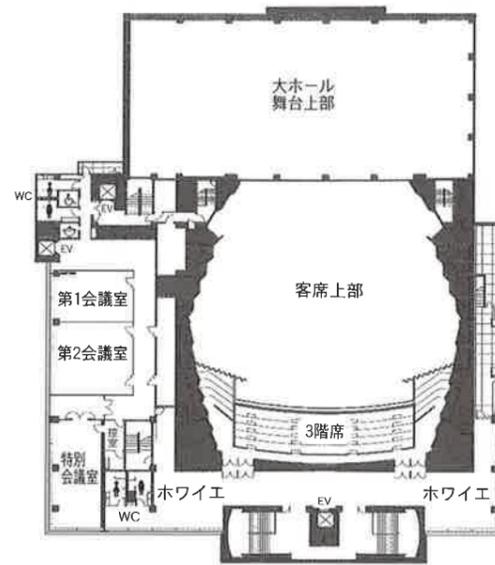
小ホール (小ホール棟)



5F



小ホール棟

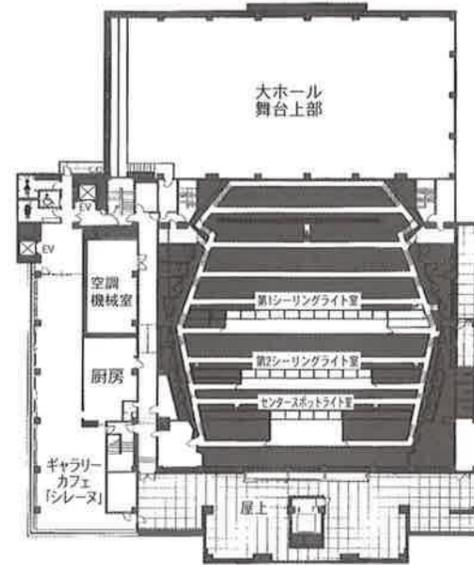


大ホール棟

6F



小ホール棟

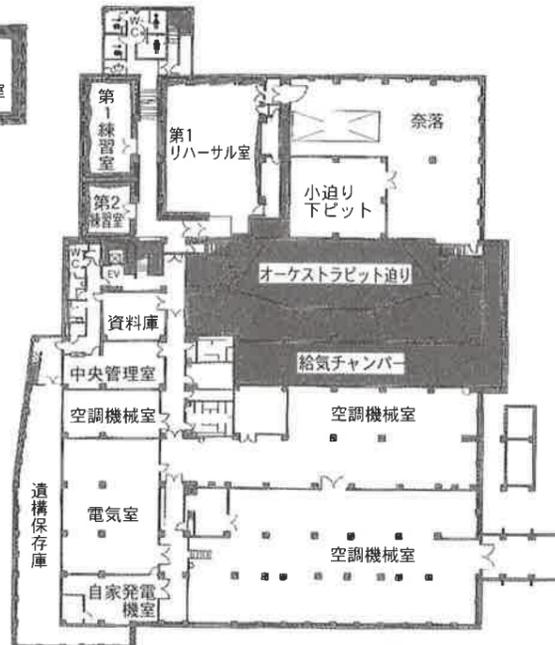


大ホール棟

B1



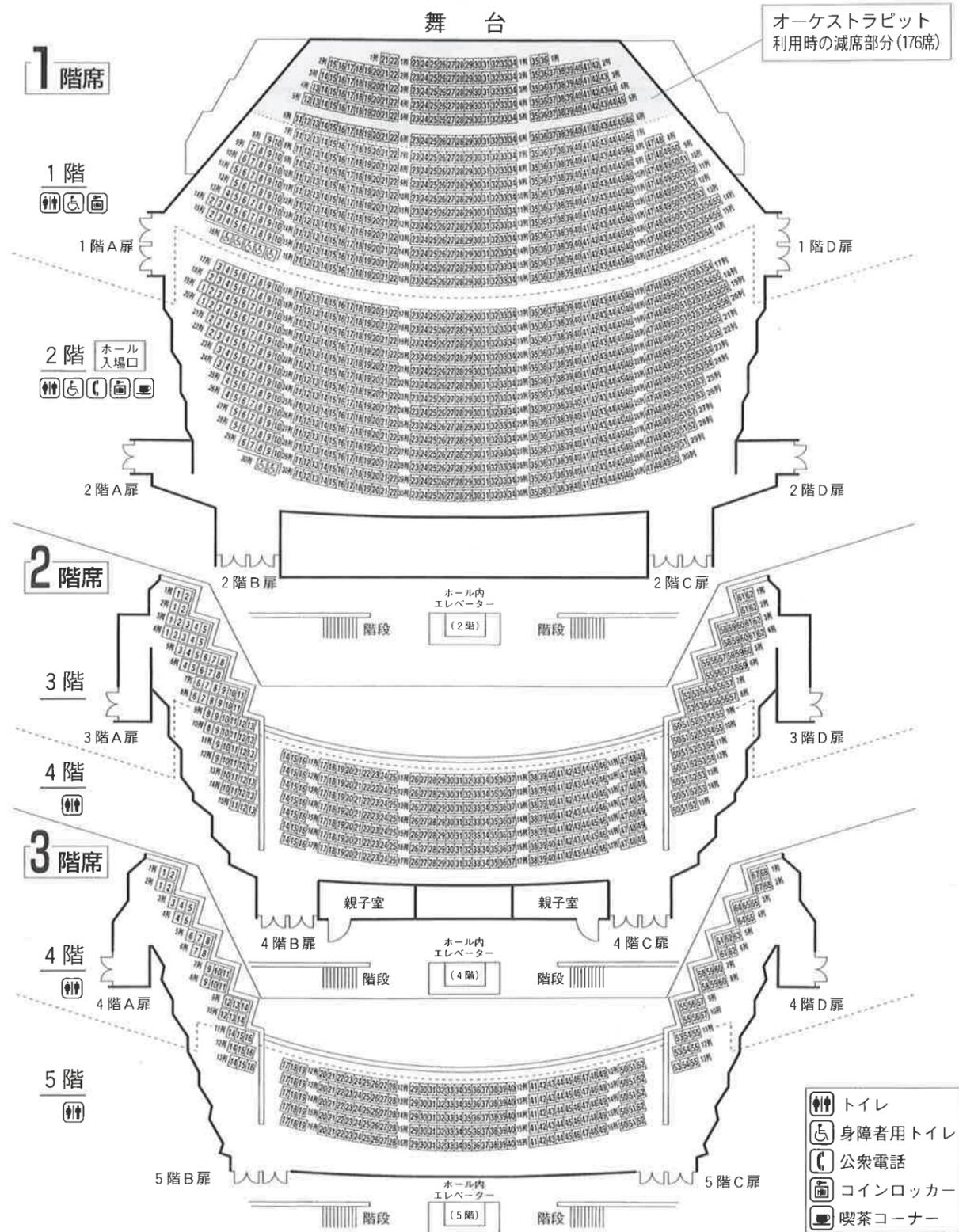
小ホール棟



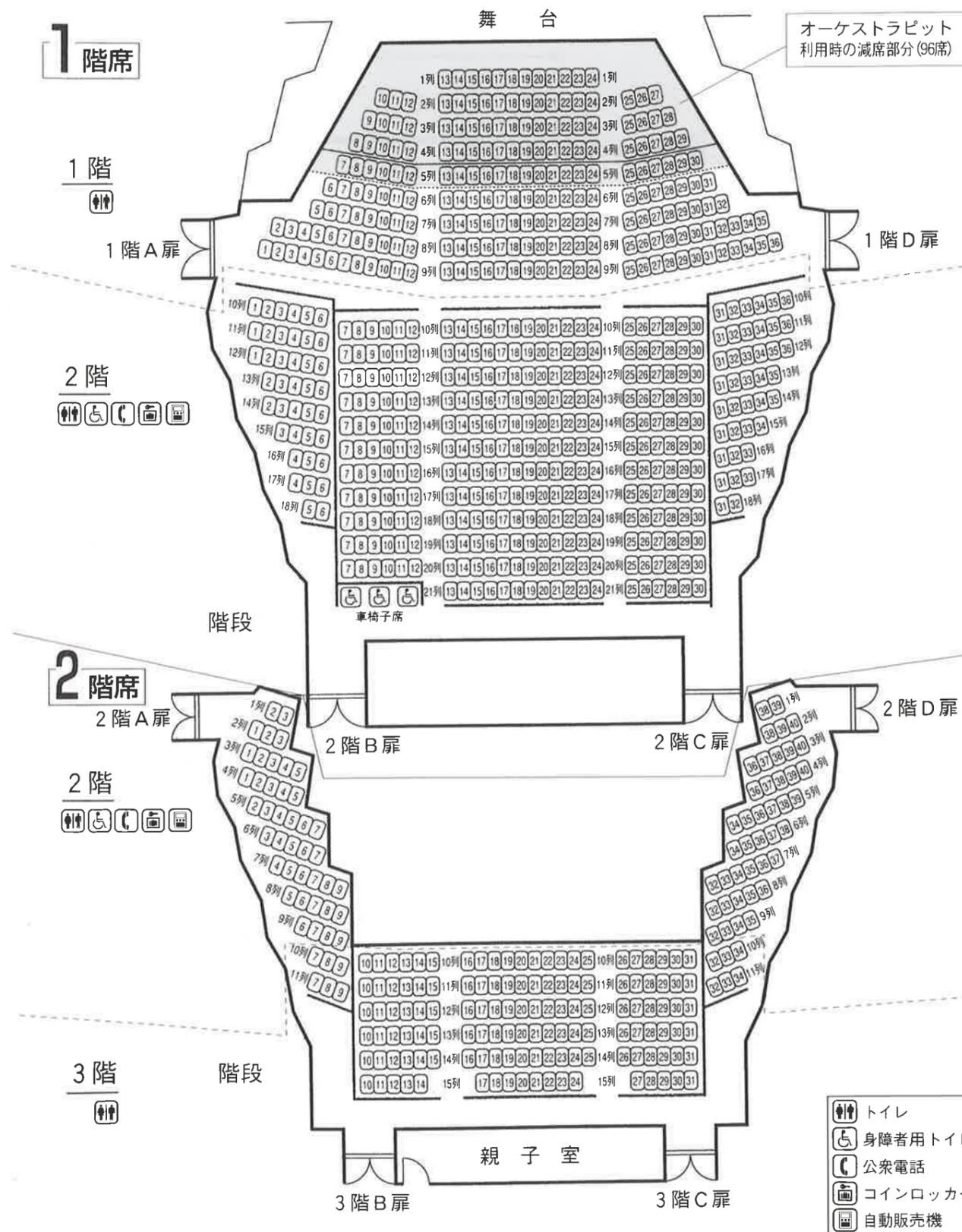
大ホール棟

ホール座席表

レクザムホール(香川県県民ホール) 大ホール座席表

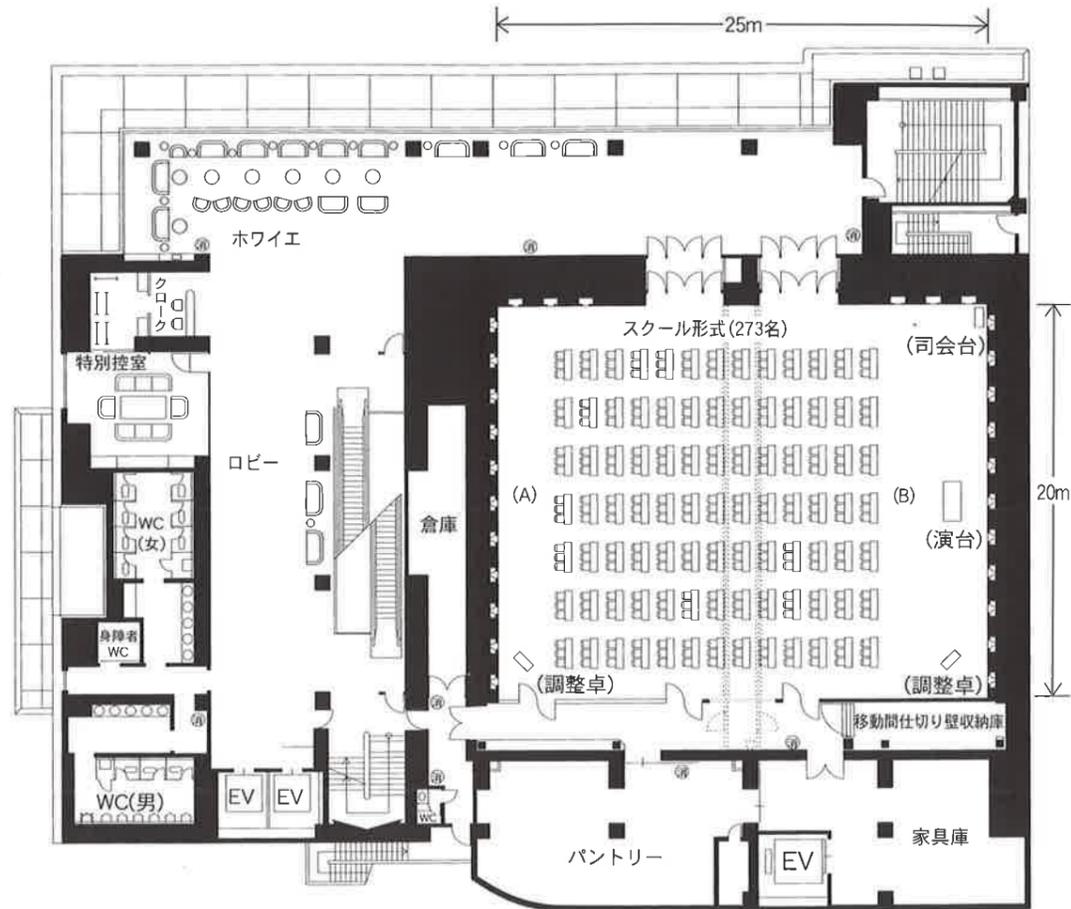


レクザムホール(香川県県民ホール) 小ホール座席表



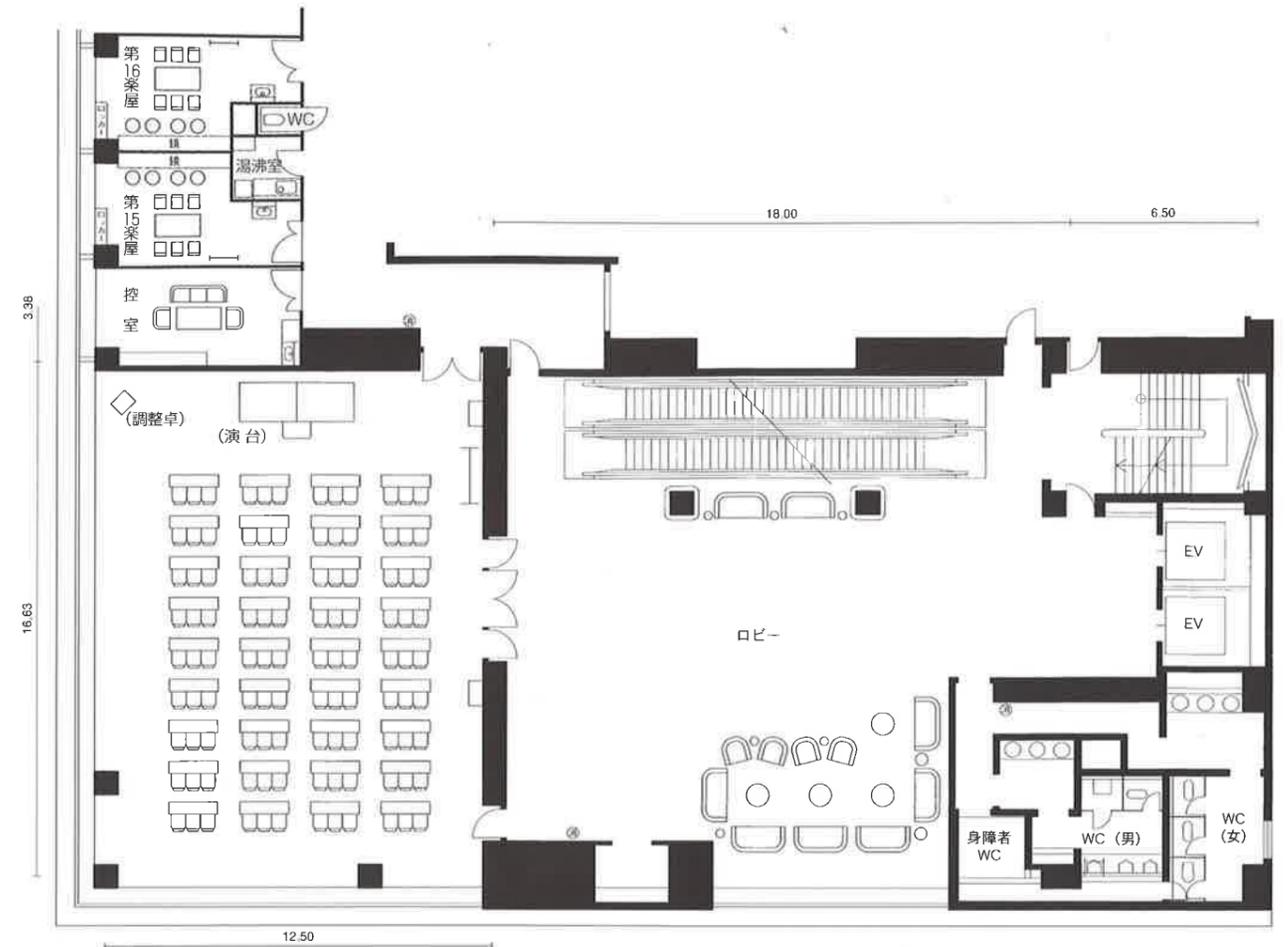
会議室平面図

多目的大会議室「玉藻」(基本形) [小ホール棟5階]

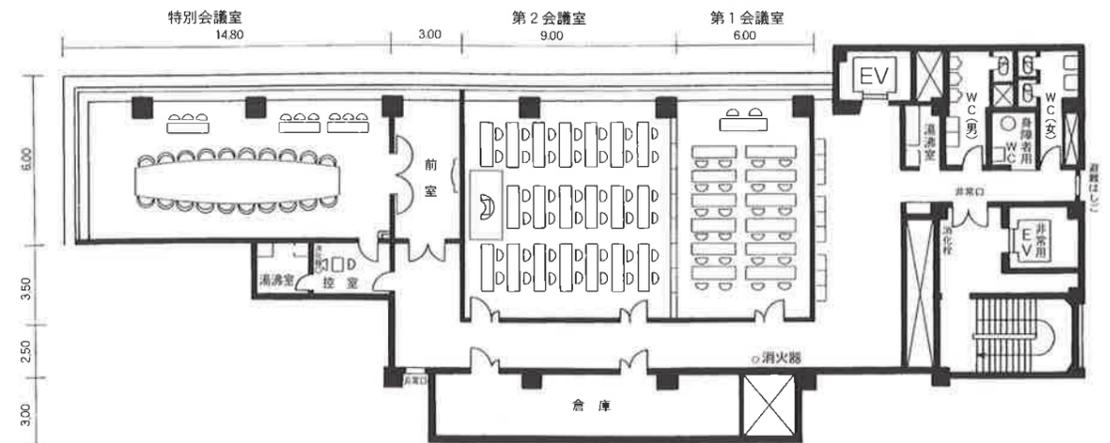


大会議室

[小ホール棟4階]

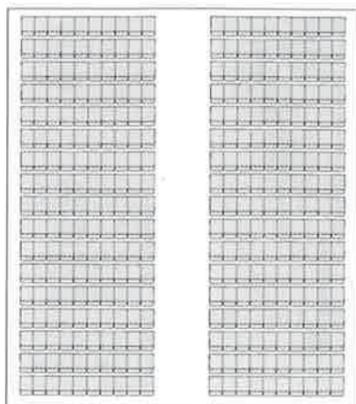


第1、第2会議室、特別会議室 [大ホール棟5階]

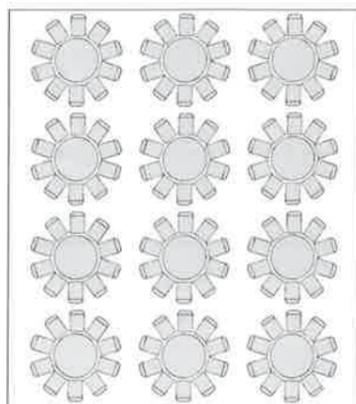


レイアウトパターン

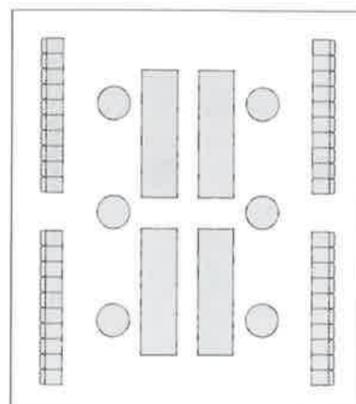
<シアター形式>



<ディナー形式>



<立食形式>



案内図



交通案内

- JR高松駅より 徒歩10分
- 琴電高松築港駅より 徒歩8分
- 琴電片原町駅より 徒歩10分
- 高松空港より 車で約30分

香川県玉藻町駐車場（有料）ご利用のご案内

[営業時間]	24時間営業／年中無休
[駐車できる自動車の範囲]	長さ5.5m以下・幅2m以下・高さ2.2m以下
[駐車料金]	1回25分ごとに100円
[駐車台数]	333台 ※車椅子対応6台
[お問い合わせ]	香川県玉藻町駐車場管理事務所 住所:高松市玉藻町12-2 電話:087-851-3090

レクザムホール

香川県県民ホール指定管理者 穴吹エンタープライズ(株)

TEL.(087)823-3131 FAX.(087)823-3124

〒760-0030 香川県高松市玉藻町9番10号

ホームページ <http://www.kenminhall.com>

レクザムホール (香川県県民ホール) 利用料のご案内

平成26年4月1日改定

(単位 円：消費税及び地方消費税を含む)

区 分			午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
大 ホ ー ル	練習・準備で利用する場合	平日	19,080	38,160	47,700	95,400	
		土・日・休日	22,900	45,795	57,240	114,480	
	入場料を徴収しない場合	平日	38,160	76,320	95,400	190,800	
		土・日・休日	45,800	91,590	114,480	228,960	
	す 入 場 料 を 徴 収 場 合	1~1000円	平日	49,610	99,220	124,020	248,040
			土・日・休日	59,530	119,060	148,830	297,650
		1001~2000円	平日	57,240	114,480	143,100	286,200
			土・日・休日	68,690	137,380	171,720	343,440
		2001~3000円	平日	64,880	129,750	162,180	324,360
			土・日・休日	77,850	155,700	194,620	389,240
		3001円~	平日	76,320	152,640	190,800	381,600
			土・日・休日	91,590	183,170	228,960	457,920
	大ホールで3階席を閉鎖する場合(1,751席)は通常利用料金の 10%割引 、2階・3階席を閉鎖する場合(1,359席)通常利用料金の 20%割引 となります。ただし、練習、準備での利用は適用外となります。						
	楽 屋	第1・2楽屋(各)		780	1,100	1,300	2,880
		第3楽屋		440	610	720	1,600
第4楽屋		1,150	1,620	1,920	4,250		
第5・6楽屋(各)		1,780	2,500	2,960	6,570		
第1リハーサル室		4,150	6,150	7,140	16,600		
棟	第1練習室		1,270	1,880	2,190	5,070	
	第2練習室		660	980	1,140	2,640	
	第1会議室		2,910	4,360	4,360	9,670	
	第2会議室		4,150	6,230	6,230	13,830	
	特別会議室		7,060	10,590	10,590	23,500	
小 ホ ー ル	練習・準備で利用する場合	平日	9,435	18,865	23,580	47,160	
		土・日・休日	11,320	22,640	28,300	56,595	
	入場料を徴収しない場合	平日	18,870	37,730	47,160	94,320	
		土・日・休日	22,640	45,280	56,600	113,190	
	す 入 場 料 を 徴 収 場 合	1~1000円	平日	24,530	49,050	61,310	122,620
			土・日・休日	29,430	58,860	73,580	147,150
		1001~2000円	平日	28,300	56,600	70,740	141,480
			土・日・休日	33,960	67,920	84,900	169,790
		2001~3000円	平日	32,070	64,140	80,180	160,350
			土・日・休日	38,490	76,980	96,220	192,430
		3001円~	平日	37,730	75,460	94,320	188,640
			土・日・休日	45,280	90,560	113,190	226,380
	小ホールで2階席を閉鎖する場合(585席)は通常利用料金の 20%割引 いたします。ただし、練習、準備での利用は適用外となります。						
	楽 屋	第7楽屋		780	1,100	1,300	2,880
		第8楽屋		440	610	720	1,600
第9楽屋		1,780	2,500	2,960	6,570		
第10・11・12楽屋(各)		1,150	1,620	1,920	4,250		
第13・14楽屋(大ホール共用)(各)		1,780	2,500	2,960	6,570		
第2リハーサル室		2,450	3,620	4,210	9,770		
棟	第3練習室		1,450	2,150	2,490	5,790	
	多 目 的 大 会 議 室	営利を目的としない場合	平日	23,580	35,370	35,370	78,580
			土・日・休日	28,290	42,440	42,440	94,300
		営利を目的とする場合	平日	35,370	53,050	53,050	117,870
			土・日・休日	42,440	63,660	63,660	141,450
	楽屋 第15・16楽屋(各)		780	1,100	1,300	2,880	
大会議室		10,370	15,560	15,560	34,560		

◇備 考

- 「入場料」とは、入場料金、会費、会場整理費その他名目のいかなを問わず入場者から徴収する入場の対価をいいます。
- 入場料の額に2以上の区分がある(または異なる催しを連続して行う)場合は、その最も高い額をこの表に適用して利用料を頂きます。
- 大ホール又は小ホールを入場無料又は2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合で、営利を目的として利用するときは、入場料が2,001円~3,000円の場合の利用料を頂きます。(例えばチャリティーコンサートであっても民間企業が社内以外の方を対象として行う場合は営利扱いとなります。)
- 大・小ホール共に閉鎖の申し込みについては、初回申請時に限らせていただきます。全面利用の申請から来場者減少等の理由による閉鎖利用への変更は出来ませんのでご注意ください。
- 多目的大会議室を分割してその半分を利用する場合の利用料は、表に規定する利用料の50%となります。
- 大ホール又は小ホールと併せて使用する多目的大会議室を、午前9時から午後5時の間において昼食会場として利用する場合は、時間を単位として利用することができます。
- 2以上の利用時間区分を継続して利用する場合は、当該利用区分間の利用料は不要です。
- 利用時間につきましては、ご要望に応じて繰上・延長をお受けいたします。(繰上・延長料金は別途お問い合わせください)

附属設備・器具等の利用料

(単位 円：消費税及び地方消費税を含む)

名 称		単 位	金 額
オーケストラピット	大ホール	1式	5,990
	小ホール	1式	4,140
大せり		1基	2,530
小せり		1基	1,260
すっぽんせり		1基	680
音響反射板	大ホール	1式	6,100
	小ホール	1式	4,030
所作台	大ホール	1式	6,330
	小ホール	1式	4,210
所作台(花道用)		1式	1,840
松羽目・竹羽目		1式	2,680
金びょうぶ		1双	1,720
銀びょうぶ		1双	1,720
鳥の子びょうぶ		1双	1,720
雪かご		1個	450
仮設能舞台		1式	17,410
平台		1台	220
地がすり	大ホール	1枚	1,840
	小ホール	1枚	1,280
紗幕	大ホール	1枚	1,260
	小ホール	1枚	1,150
ジョーゼット幕	大ホール	1式	2,530
	小ホール	1式	1,760
紅白幕		1対	1,080
浅黄幕	大ホール	1対	1,180
	小ホール	1対	820
仮設鳥屋囲		1式	1,150
大太鼓		1式	910
めくり台		1台	110
上敷ござ		1枚	300
バレエ用シート		1枚	1,080
緋毛せん		1枚	330
高座用座布団		1枚	420
長座布団		1枚	200
演台	大ホール	1式	680
	小ホール	1式	450
舞台用机		1脚	110
司会者台		1台	220
指揮者台		1台	330
譜面台		1台	110
椅子		1脚	60
ドライアイスマシン		1台	1,020

舞台設備及び器具

名 称		単 位	金 額
フットライト	大ホール	1列	800
	小ホール	1列	680
花道フットライト		1列	450
ローアホリゾン ライト	大ホール	1列	1,260
	小ホール	1列	1,020
ボーダーライト	大ホール	1列	1,150
	小ホール	1列	910
サスペンション スポットライト	大ホール	1列	910
	小ホール	1列	450
中アッパーホリゾン ライト		1列	1,840
アッパーホリゾン ライト	大ホール	1列	2,990
	小ホール	1列	1,840
天井反射板ライト	大ホール	1式	2,880
	小ホール	1式	1,720
プロセニウムスポット ライト		1列	1,150
フロントサイドスポット ライト		1列	910
フロントサイドピン スポットライト		1台	1,260
シーリング スポットライト	大ホール	1列	1,490
	小ホール	1列	1,020
コンダクター スポットライト		1台	330
センター スポットライト	大ホール	1台	2,410
	小ホール	1台	1,950
ベリーナロー レンズスポット ライト		1組	330
エアークラフト ランディング ライト		1組	570
スポット ライト(500w)		1台	220
スポット ライト(1.0kw)		1台	330
スポット ライト(1.5kw)		1台	330

舞台照明設備及び器具

名 称		単 位	金 額	
舞台照明 設備及び 器具	スポット ライト(3.0kw)	1台	1,020	
	効果 マシン	1台	1,020	
	ミラー ボール	1台	910	
	ストリ ップ ライト(6 灯用)	1台	220	
	ストリ ップ ライト(12 灯用)	1台	330	
	ベビ ース ポ ット ラ イ ト	1台	220	
	スピ ナー	1組	330	
	調光 装置	大ホール	1式	4,030
		小ホール	1式	1,950
	カラ ー チェ ン ジャー		1台	510
	カラ ー チェ ン ジャー (操作 卓)		1式	960
	リモ ート コン ト ロ ール ラ イ ト		1台	1,600

名 称		単 位	金 額
拡声 装置	大ホール	1式	3,800
	小ホール	1式	2,640
ポータ ブル ミキ サー (大)		1台	2,800
ポータ ブル ミキ サー (小)		1台	1,150
レコ ード プレ ー ヤー		1台	1,260
コン パ ク ト ディ スク プレ ー ヤー		1台	1,260
テー プ レ コー ダー		1台	2,190
ステ ー ジ ス ピー カー		1台	1,150
はね 返 り ス ピー カー		1台	1,490
移動 式 ス ピー カー		1台	510
3点 吊 り マイ ク ロ ホ ン 装 置		1式	1,150
コン デ ン サ マイ ク ロ ホ ン		1本	910
ダイ ナ ミ ック マイ ク ロ ホ ン		1本	800
ワイ ヤ レス マイ ク ロ ホ ン (ハン ド 型)		1本	1,600
ワイ ヤ レス マイ ク ロ ホ ン (タイ ピン 型)		1本	1,720
イコ ライ ザー		1台	1,020
エフ ェ ク ター		1台	1,020

名 称		単 位	金 額
会議用 附属 設備 及び 器具	サス ペ ン シ ョ ン ス ポ ット ラ イ ト	1列	450
	セン ター ピン ス ポ ット ラ イ ト	1台	570
	拡声 装置	1式	1,150
	ワイ ヤ レス マイ ク ロ ホ ン	1本	510
	ポータ ブル ミキ サー	1台	910
	スク リー ン	1式	300
	スラ イ ド プロ ジェ ク ター	1台	1,260
	ビデ オ プロ ジェ ク ター	1台	2,080
	オー バー ヘッ ド マシ ン	1台	1,260
	組立 式 舞 台	1台	300
	金び ょう ぶ	1双	1,030
	ホウ イ ト ボ ード	1台	1,030
	パン ト リー 設 備	1式	2,080

名 称		単 位	金 額	
その 他の 附属 設備 及び 器具	映写 機	1台	8,410	
	スク リー ン	大ホール	1式	1,720
		小ホール	1式	1,020
	スラ イ ド プロ ジェ ク ター		1台	1,260
	ビデ オ プロ ジェ ク ター		1台	6,170
	オー バー ヘッ ド マシ ン		1台	1,260
	フル コン サ ート グ ラ ン ド ピ ア ノ (外国 製)		1台	11,060
	フル コン サ ート グ ラ ン ド ピ ア ノ (日本 製)		1台	5,760
	セミ コン サ ート グ ラ ン ド ピ ア ノ		1台	3,450
	アッ プ ラ イ ト ピ ア ノ		1台	2,190
	ポジ ティ フ オル ガ ン (小ホ ール)		1台	5,230
	電子 オル ガ ン		1台	2,080
	チェ レ スタ (大ホ ール)		1台	5,210
	コン トラ バス		1台	1,050
	ティ ン パ ニ		1式	4,580
コン サ ート バ ス ドラ ム		1台	600	

電気特別利用料	1kw	230
---------	-----	-----

備考 附属設備、器具又は電気特別利用料の1回の利用時間は、午前、午後又は夜間をそれぞれ1単位とする。ただし、パントリー設備の1回の利用時間は、1時間を1単位とする。